

## 「林業普及指導事業の在り方に関する懇談会」中間論点整理骨子(案)

### 1 林業普及指導事業の在り方の見直しの必要性

林業普及指導事業は、これまで時代に応じた多様な要請に応え一定の成果を上げてきたが、近年、

- ・ 普及事業の役割が見えにくくなってきている
- ・ 技術水準が十分でない
- ・ 民間に任せるべき分野があるのではないかと

との指摘がある。

また、普及指導職員数も都道府県の行財政改革等の流れの中で、減少傾向にある。

一方、森林所有者等を取り巻く状況が厳しいことから、林業の持続的かつ健全な発展、森林の整備等の森林吸収源対策の推進等、林政の新たな展開に即した普及事業の取組が一層求められる。

このため、普及事業の基本的役割について改めて検討し、その在り方の見直しを行うとともに、普及事業の取り組むべき課題についても明らかにして、普及事業を効率的かつ効果的に推進する必要がある。

### 2 林業普及指導事業の在り方の見直しの方向

#### (1) 林業普及指導事業の基本的役割と機能

##### 基本的役割

技術を持った専門家集団としての普及指導職員が関係者の連携・調整を促進し、試験研究機関で開発された高度な技術を普及し地域に浸透させていくことが普及事業の基本的役割。

##### 機能

- ・ それぞれの専門分野における試験研究成果を現地に適用可能な技術となるよう検証し、改良を加え、地域の技術体系として組み立てる専門家としての機能

- ・ 関係者の合意形成による連携した取組を進め地域への技術の浸透を図るための連携・調整を促す機能が必要。

## (2) 林業普及指導事業の取り組むべき課題

### 高度な技術支援

- ・ 育成複層林施業、景観や生物多様性へ配慮した森林施業など森林の有する多面的機能発揮のための森林施業、効率的な木材乾燥技術、新たなキノコの栽培方法確立、高性能林業機械を用いた効率的な作業システム開発等、試験研究成果を地域に適用可能な技術として組み立てた上で森林所有者等に普及することが必要な課題については、一定以上の知識と技術を有する普及指導職員が主体的に取り組むべき。
- ・ こうした課題については、一般行政職員では対応が困難であり、市場メカニズムに委ねることも困難。
- ・ また、病虫害の発生、間伐木の選定方法、森林施業計画の策定等森林所有者等が日々直面する問題についても、市場メカニズムに委ねることは困難であり、技術を有して直接森林所有者等に指導する機能を持つ普及指導職員が対応すべき。

### 地域の関係機関等との連携による取組の推進

- ・ 間伐の促進、木材の流通加工体制の整備による地域材の産地形成、特用林産物の利用推進等、関係者が多岐にわたる課題の取組については、普及指導職員が関係者の合意形成を図り連携を促進して地域への技術・知識の浸透に取り組むべき。
- ・ こうした課題に対しては、公益・共益的な視点で取り組む必要があり行政としての普及事業が主体的に取り組むべき。

### 地域の行政施策実施に対する支援

- ・ 新規就業者確保対策、地域ぐるみの森林管理体制づくり、都市と山村の共生・対流の促進、森林環境教育やボランティア活動促進等の行政施策実施については、原則として市町村を含めた一般行政がやるべき分野。また、技術面でも新規就業者への技術指導や児童やボランティアへの指

導は技術系の行政職員や森林組合等で対応可能。但し、関係者の合意形成による連携促進、直接人に接して行う指導という点から普及指導職員が技術的に支援。

## その他

- ・ 税務、労務、新たな林業機械、シイタケの種菌の取扱い等商業ベースでのサービスが整っている分野については原則として民間専門家に任せ、普及事業は、その基礎的知識の指導や民間専門家の紹介等に役割を限定。
- ・ 但し、市場メカニズムでの対応が困難な地域においては普及指導職員が主体的に対応する必要。

### (3) 地域における弾力的な事業運営

森林はその公益的機能が広範囲に及ぶとともに、地域環境の保全や地域経済の活性化にも密接な関係。

国の林政上の基本的方向に即しつつ、地域の実情に即した普及を推進する観点から、国と地方が協同して普及事業を推進することとし、統一した方針の下に事業を実施する仕組みは維持することが必要。

都道府県の直面する多様な課題に対応するため、都道府県が、国の基本的な方向に即しつつも、地域住民の意向の反映も含めて弾力的に課題と対象者を設定できることとすることが必要。

普及事業の活動範囲が広域化することを考慮し、普及指導区の廃止を含めた普及指導職員の活動範囲の柔軟な設定等による事業の弾力的運営を図ることが必要。

### (4) 組織体制の在り方と普及指導職員の養成方法

- ・ 普及指導職員の多くが一般行政と兼務している現状は、行政の動きと連動して効果的な普及を可能とする一方、普及活動の実施機会を制限するとともに技術水準の低下をもたらしているとの懸念。
- ・ 都道府県は、普及指導職員が基本的役割とその機能を果たすために、最も適切な普及指導職員の配置や勤務体制を確保すべき。
- ・ 高度な技術レベルを有した普及指導職員を継続的に確保・供給すると

の観点から、S P、A Gの区分にとらわれず、その任用、資格の在り方について検討。

- ・ 普及手当に関する規定の在り方については、こうした普及指導職員の在り方の具体化とともに検討する必要。

( 5 ) 国の関与の在り方

上記のような重点化、効率化の方向を踏まえ、

普及指導職員の必置規制

林業普及事業交付金

について、更に検討する必要。